

【I-2 各職種がそれぞれの高い専門性を十分に発揮するための勤務環境の改善、タスク・シェアリング/タスク・シフティング、チーム医療の推進-⑤】

⑤ 外来腫瘍化学療法診療料の見直し

第1 基本的な考え方

悪性腫瘍の患者に対する外来における安心・安全な化学療法の実施を推進する観点から、外来腫瘍化学療法診療料について、要件及び評価を見直すとともに、診察前に薬剤師が服薬状況等の確認・評価を行い、医師に情報提供、処方提案等を行った場合について新たな評価を行う。

第2 具体的な内容

1. 外来腫瘍化学療法診療料について、実施医療機関における更なる体制整備等の観点から、次のとおり要件及び評価を見直す。
 - (1) やむを得ない理由等により専任の医師、看護師又は薬剤師を院内に常時1人以上配置することが困難であって、電話等による緊急の相談等に24時間対応できる連絡体制を整備している医療機関の評価を新たに設ける。
 - (2) (1)の医療機関からの患者について、当該医療機関と連携する外来腫瘍化学療法診療料1の届出医療機関において副作用等による有害事象等への対応を行った場合の評価を新たに設ける。
 - (3) 「抗悪性腫瘍剤の投与その他必要な治療管理を行った場合」について、抗悪性腫瘍剤を投与した場合と抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合の評価に細分化する。
 - (4) 外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準に「がん性疼痛緩和指導管理料」の届出を行っていることを追加する。
 - (5) 外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準に「がん患者指導管理料の口」の届出を行っていることが望ましいとする要件を追加する。
 - (6) 外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準に医師の研修要件を追加する。
 - (7) 患者が事業者と共同して作成した勤務情報を記載した文書を、医療機関に提出した場合の療養上の必要な指導の実施について、ウェブサイトに掲載していることが望ましいとする要件を追加する。
 - (8) 患者の急変時等の対応に関する指針を作成することが望ましいとする要件を設ける。
 - (9) 外来化学療法の体制(24時間対応できる体制があること等)について、ウェブサイトに掲載していることを施設基準に追加する。

改 定 案	現 行
<p>【外来腫瘍化学療法診療料】</p> <p>1 外来腫瘍化学療法診療料 1</p> <p>イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合</p> <p>(1) <u>初回から3回目まで</u> 800点</p> <p>(2) <u>4回目以降</u> 450点</p> <p>ロ <u>イ以外の必要な治療管理を行</u> <u>った場合</u> 350点</p> <p>2 外来腫瘍化学療法診療料 2</p> <p>イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合</p> <p>(1) <u>初回から3回目まで</u> 600点</p> <p>(2) <u>4回目以降</u> 320点</p> <p>ロ <u>イ以外の必要な治療管理を行</u> <u>った場合</u> 220点</p> <p>3 <u>外来腫瘍化学療法診療料 3</u></p> <p>イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合</p> <p>(1) <u>初回から3回目まで</u> 540点</p> <p>(2) <u>4回目以降</u> 280点</p> <p>ロ <u>イ以外の必要な治療管理を行</u> <u>った場合</u> 180点</p>	<p>【外来腫瘍化学療法診療料】</p> <p>1 外来腫瘍化学療法診療料 1</p> <p>イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 700点</p> <p>ロ <u>抗悪性腫瘍剤の投与その他必</u> <u>要な治療管理を行った場合</u> 400点</p> <p>2 外来腫瘍化学療法診療料 2</p> <p>イ 抗悪性腫瘍剤を投与した場合 570点</p> <p>ロ <u>抗悪性腫瘍剤の投与その他必</u> <u>要な治療管理を行った場合</u> 270点</p> <p>(新設)</p>
<p>[算定要件]</p> <p>注1 (略)</p> <p>2 <u>1のイの(1)、2のイの(1)及</u> <u>び3のイの(1)</u>については、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、月3回に限り算定する。</p> <p>3 <u>1のイの(2)、2のイの(2)及</u> <u>び3のイの(2)</u>については、<u>1のイの(1)、2のイの(1)又は3のイの(1)</u>を算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、週1回に限り算定する。</p> <p>4 <u>1のロ</u>については、次に掲げ</p>	<p>[算定要件]</p> <p>注1 (略)</p> <p>2 <u>1のイ及び2のイ</u>については、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤を投与した場合に、月3回に限り算定する。</p> <p>3 <u>1のロ及び2のロ</u>については、<u>1のイ又は2のイ</u>を算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与<u>その他の必要な治療管理を行った場合</u>に、週1回に限り算定する。</p> <p>(新設)</p>

るいずれかの治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。

ア 1のイの(1)又は(2)を算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合

イ 連携する他の保険医療機関が外来化学療法を実施している患者に対し、緊急に抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合

5 2のロ及び3のロについて

は、2のイの(1)若しくは(2)又は3のイの(1)若しくは(2)を算定する日以外の日において、当該患者に対して、抗悪性腫瘍剤の投与以外の必要な治療管理を行った場合に、週1回に限り算定する。

6～9 (略)

(1) (略)

(2) 「1」の「ロ」、 「2」の「ロ」及び「3」の「ロ」に規定する点数は、注射による外来化学療法の実施その他必要な治療管理を実施中の期間に、当該外来化学療法を実施している保険医療機関において、治療に伴う副作用等で来院した患者に対し、診察（視診、聴診、打診及び触診等の身体診察を含む）の上、必要に応じて速やかに検査、投薬等を行う体制を評価したものである。

また、外来腫瘍化学療法診療料3の届出を行っている医療機関において外来化学療法を実施している患者が、連携する外来腫瘍化学療法診療料1の届出を行っている医療機関を緊急的な副作用等で受

(新設)

4～7 (略)

(1) (略)

(2) 「1」の「ロ」及び「2」の「ロ」に規定する点数は、注射による外来化学療法の実施その他必要な治療管理を実施中の期間に、当該外来化学療法を実施している保険医療機関において、当該外来化学療法又は治療に伴う副作用等で来院した患者に対し、診察（視診、聴診、打診及び触診等の身体診察を含む）の上、必要に応じて速やかに検査、投薬等を行う体制を評価したものである。

なお、「外来化学療法の実施その他必要な治療管理を実施中の期間」とは、当該化学療法のレジメンの期間内とする。

<p><u>診した場合には、「1」の「ロ」を算定できる。ただし、あらかじめ治療等に必要な情報を文書により当該外来腫瘍診療料3の届出を行っている医療機関から受理している場合に限る。</u></p> <p>なお、「外来化学療法の実施その他必要な治療管理を実施中の期間」とは、当該化学療法のレジメンの期間内とする。</p> <p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>「注8」に規定する連携充実加算については、外来腫瘍化学療法診療料1を届け出た保険医療機関において、外来腫瘍化学療法診療料1を算定する日に、次に掲げる全ての業務を実施した場合に月1回に限り算定する。</u> ア～オ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) <u>外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準</u> イ～ハ (略) ニ <u>当該保険医療機関内に外来化学療法を担当する医師であつて、緩和ケアに関する適切な研修を受けたものが配置されていること。</u> ホ <u>がん患者に対して指導管理を行うにつき十分な体制が整備されていること。</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) <u>外来腫瘍化学療法診療料3の施設基準</u> イ <u>外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行う体制が整備されていること。</u> ロ <u>外来化学療法及び当該外来化学療法に伴う副作用等に係る検査又は投薬等を行うにつき十分</u></p>	<p>(3)～(6) (略)</p> <p>(7) <u>「注6」に規定する連携充実加算については、外来腫瘍化学療法診療料1を届け出た保険医療機関において、外来腫瘍化学療法診療料1を算定する日に、次に掲げる全ての業務を実施した場合に月1回に限り算定する。</u> ア～オ (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>[施設基準]</p> <p>(1) <u>外来腫瘍化学療法診療料1の施設基準</u> イ～ハ (略) (新設) (新設)</p> <p>(2) (略) (新設)</p>
--	---

<p><u>な体制が整備されている別の保険医療機関との連携体制が確保されていること。</u></p> <p>ハ <u>(1)の口を満たすものであること。</u></p> <p><u>(4)・(5) (略)</u></p> <p>第6の8の4 外来腫瘍化学療法診療料</p> <p>1 外来腫瘍化学療法診療料 1</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p><u>(8) 区分番号「B001・22」に掲げるがん性疼痛緩和指導管理料の届出を行っていること。</u></p> <p><u>(9) 区分番号「B001・23」に掲げるがん患者指導管理料の口の届出を行っていることが望ましい。</u></p> <p><u>(10) (2)に掲げる医師は、次に掲げるいずれかの研修を修了した者であること。</u></p> <p><u>ア がん等の診療に携わる医師等に対する緩和ケア研修会の開催指針に準拠した緩和ケア研修会</u></p> <p><u>イ 緩和ケアの基本教育のための都道府県指導者研修会(国立研究開発法人国立がん研究センター主催)等</u></p> <p><u>(11) 患者と患者を雇用する事業者が共同して作成した勤務情報を記載した文書の提出があった場合に、就労と療養の両立に必要な情報を提供すること並びに診療情報を提供した後の勤務環境の変化を踏まえ療養上必要な指導を行うことが可能である旨をウェブサイトに掲載していることが望ましい。</u></p> <p><u>(12) 患者の急変時の緊急事態等に対応するための指針が整備されていることが望ましい。</u></p> <p><u>(13) 外来腫瘍化学療法診療料3の</u></p>	<p><u>(3)・(4) (略)</u></p> <p>第6の8の4 外来腫瘍化学療法診療料</p> <p>1 外来腫瘍化学療法診療料 1</p> <p>(1)～(7) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>
---	---

<p><u>届出を行っている他の保険医療機関において外来化学療法を実施している患者が、緊急時に当該保険医療機関に受診できる体制を確保している場合については、連携する医療機関の名称等をあらかじめ地方厚生(支)局長に届け出ていること。また、連携する医療機関の名称等については、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</u></p> <p>(14) <u>(5)、(6)及び(7)に係る対応を行っていることについて、当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</u></p> <p>(15) <u>(5)、(6)、(7)及び(13)の揭示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</u></p> <p>2 外来腫瘍化学療法診療料 2 (1) <u>1の(1)、(5)、(6)、(11)及び(12)を満たしていること。</u> (2)～(3) (略)</p> <p>3 外来腫瘍化学療法診療料 3 (1) <u>1の(1)、(6)、(11)及び(12)を満たしていること。</u> (2) <u>2の(2)及び(3)を満たしていること。</u> (3) <u>当該保険医療機関において化学療法を実施する患者に対して、外来腫瘍化学療法診療料 1の届出を行っている他の保険医療機関との連携により、緊急時に有害事象等の診療ができる連携体制を確保していること。また、当該他の連携する医療機関の名称等については、あらかじめ地方厚生(支)局長に届出を行い、かつ、その情報を当該保険医療機関の見やすい場所に掲示していること。</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(新設)</p> <p>2 外来腫瘍化学療法診療料 2 (1) <u>1の(1)、(5)及び(6)を満たしていること。</u> (2)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>
---	--

<p>(4) <u>(3)の掲示事項について、原則として、ウェブサイトに掲載していること。</u></p> <p>(5) <u>当該保険医療機関から、他の連携する保険医療機関に対して、緊急時に当該他の連携する保険医療機関に受診を希望する患者について、あらかじめ治療等に必要な情報を文書により、少なくとも治療開始時に1回は提供し、以降は適宜必要に応じて提供していること。</u></p> <p>(6) <u>標榜時間外において、当該保険医療機関で外来化学療法を実施している患者に関する電話等の問合せに応じる体制を整備すること。また、やむを得ない事由により電話等による問い合わせに応じることができなかった場合であっても、速やかにコールバックすることができる体制がとられていること。</u></p> <p>[経過措置] <u>令和7年5月31日までの間に限り、1の(15)又は3の(4)を満たすものとする。</u></p>	
---	--

2. 医師が患者に対して診察を行う前に、薬剤師が服薬状況や副作用の発現状況等について確認・評価を行い、医師に情報提供、処方に関する提案等を行った場合の評価を新たに設ける。

(新) がん薬物療法体制充実加算 100点

[算定要件]

別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長等に届け出た保険医療機関において、1のイを算定する患者に対して、当該保険医療機関の医師の指示に基づき薬剤師が、服薬状況、副作用の有無等の情報の収集及び評価を行い、医師の診察前に情報提供や処方の提案等を行った場合は、がん薬物療法体制充実加算として、月1回に限り 100点を所定点数に加算する。

[施設基準]

化学療法を実施している患者の薬学的管理を行うにつき必要な体制が整備されていること。